

「住宅手当」を支給 または「従業員宿舍」を用意している皆さまへ

＼雇用主が手続きし、若手従業員の手取り UP！／

住宅手当等の 上乘せを補助します

企業が若手従業員に支給する住宅手当や宿舍の企業負担に応じて従業員に補助（最大 1.4 万円/月）します。
若手従業員の採用活動・定着支援にお役立てください！

「うちは関係ない…」と思われていませんか？

- ・ 法人じゃない ⇒ 個人事業主も対象です
- ・ 中小企業じゃない ⇒ 従業員 2,000 人以下なら可能性あり
- ・ 社員宿舍しかない ⇒ 借上げ宿舍なら対象です
- ・ 新卒採用がない ⇒ 30 歳未満の中途採用 3 年目まで対象
- ・ 勤務先が市外 ⇒ 本社が市内なら対象です

詳しくは裏面をご確認ください▶



申請できる企業・個人事業主

以下のすべてを満たす企業・個人事業主

- ① 中小企業者または中堅企業者*

中堅企業者とは？

⇒中小企業者を除く常時使用する従業員の数が**2,000人以下の企業等**

※改正産業競争力強化法により新たにできた定義であり、これまで大企業の位置づけで支援が受けられなかった企業も支援対象になる可能性があります。

令和6年度の
補助金活用企業は
こちら！



- ② 【企業】神戸市内に本店を置くこと
【個人】神戸市内に主たる事業所を有すること
- ③ 従業員に住宅手当を支給または
民間賃貸住宅を宿舍として提供していること

対象となる従業員

以下のすべてを満たす従業員

- ① 神戸市内に在住（住民票を移していること）
- ② 就職後3年以内
- ③ 30歳未満の正社員

ポイント

- ◎勤務地は市外でもOK！
- ◎中途採用の方でもOK！

補助額

（原則）

- 企業負担分（住宅手当支給額または宿舍家賃の企業負担分）の**1/2（上限1万円/月）**
（加算エリア（北区、長田区、須磨区、垂水区、西区及び一部の小学校区）に居住している場合）
- 企業負担分（住宅手当支給額または宿舍家賃の企業負担分）の**2/3（上限1.4万円/月）**

（例）家賃7万円で加算エリア在住の場合



募集要領等

募集要領・Q & A・オンライン申請マニュアル等は市HPからご確認ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a31812/jutakuteate.html>



受付期間（予定）

交付申請

2025年5月下旬～2025年12月下旬

実績報告

2025年12月下旬～2026年2月上旬